

災害時における応急必需物資等の供給に関する協定書

高森町（以下「甲」という。）と高森町商工会（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急必需物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、物資の供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、速やかに適切な措置をとるとともにその措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請できる物資は、原則として別表のとおりとする。ただし、被害の状況に応じ、甲乙が協議してその他の物資を指定できるものとする。

（要請手続）

第5条 前条に掲げる物資の供給の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後において文書を提出するものとする。

（費用の負担）

- 第6条 甲の要請に基づき、乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。
- 前項に規定する費用は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。
 - 甲は、前項の規定による請求があったときは、乙の指定する支払い先に速やかに支払うものとする。

（事前計画）

第7条 乙は、確実に物資の供給ができるよう、乙に属する会員相互の連絡体制を締結時に甲に提出する。ただし、変更があった場合、その都度報告するものとする。

(有効期限等)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも協定終了する申し出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年11月28日

甲 下伊那郡高森町下市田 2183-1

高森町長 壬 生 照 玄

乙 下伊那郡高森町下市田 2971-7

高森町商工会

会長 堀 政 則

別 表（第4条関係）

主な供給物資

大 分 類	主 な 品 種
食 料 関 係	おにぎり、パン、カップ麺、缶詰、飲料水、乳児用粉ミルク
寝 具 関 係	毛布、布団、シーツ
衣 類 関 係	肌着、靴下、防寒着
日 用 品 関 係	タオル、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、石鹸、歯磨きセット、髭剃り、マスク、紙おむつ（乳幼児・大人用）、ウェットティッシュ、雑巾、バケツ、ほうき、塵取り、ごみ袋（種類ごと）、ポリ袋、ライター、使い捨てカイロ
事 務 用 品	マジック、ガムテープ、ノート、ボールペン、画用紙、セロハンテープ、カッターナイフ
作 業 関 係	作業用シート、標識ロープ、ヘルメット、スコップ、軍手、なた、のこぎり、雨具、長靴、工具箱一式（かなづち・釘・ペンチ・針金・ねじ等）
炊 事 用 品 関 係	使い捨て食器、洗剤、スポンジ、たわし、はし、ラップ、カセットコンロ、鍋、やかん、しゃもじ、包丁、まな板、アルミホイル、カセットボンベ、漂白剤
電 気 用 品 関 係	石油ストーブ、懐中電灯、乾電池、ラジオ、携帯電話用充電器、投光器
そ の 他	燃料（ガソリン・軽油・灯油・木炭等）